

内閣参質一七五第九号

平成二十二年八月十日

内閣総理大臣 菅直人

参議院議長 西岡武夫 殿

参議院議員大江康弘君提出中学校で使用される地図帳における台湾の取扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大江康弘君提出中学校で使用される地図帳における台湾の取扱いに関する質問に対する答

弁書

一について

我が国は、日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号）第一条に従い、台湾に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄しており、台湾の領土的な位置付けに関して独自の認定を行う立場はない。

二について

御指摘の地図帳については、義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成十一年文部省告示第十五号）に照らし、教科用図書検定調査審議会の専門的な調査審議により教科用図書として適切であると判断され、合格となつたものであるが、文部科学省としては、今後とも、教科用図書の検定について、同審議会における調査審議に基づき適切に対応してまいりたい。